

計算書類に関する附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位 円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
災害支援寄附金引当普通預金	0	35,446,402	35,446,402	0
公益活動寄附金引当普通預金	0	2,000,000	2,000,000	0
小計	0	37,446,402	37,446,402	0
合計	10,000,000	37,446,402	37,446,402	10,000,000

2. 引当金の明細

(単位 円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
賞与引当金	1,648,000	1,720,000	1,648,000	1,720,000
合計	1,648,000	1,720,000	1,648,000	1,720,000

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

什器備品は、定率法により償却している。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金は、翌会計年度支給予定額のうち当会計年度負担分を計上している。

(5) リース取引の処理方法

リース取引の処理方法は、賃貸借処理の方法によっている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
普通預金	0	37,446,402	37,446,402	0
小 計	0	37,446,402	37,446,402	0
合 計	10,000,000	37,446,402	37,446,402	10,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	10,000,000	0
小 計	10,000,000	0	10,000,000	0
特定資産				
普通預金	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	10,000,000	0	10,000,000	0

4. 担保に供している資産

該当なし

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
什器備品	3,980,839	3,804,074	176,765
リース資産	777,600	777,600	0
合 計	4,758,439	4,581,674	176,765

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	債 権 金 額	貸 倒 引 当 金 の 当 期 末 残 高	債 権 の 当 期 末 残 高
売掛金	901,989	0	901,989
未収会費	1,436,000	0	1,436,000
未収入金	1,892,000	0	1,892,000
合 計	4,229,989	0	4,229,989

7. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く）等の偶発債務

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位 円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
一般寄附金への振替額	37,456,402
小 計	37,456,402
合 計	37,456,402

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の事項

該当なし

以 上